

入 札 公 告

神田警察通り自転車通行環境整備工事（千代田通り以東）（第18号）について、制限を付した一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。
この電子入札案件に参加を希望する者は、所定の日時までに申請し、入札に参加する資格があることの確認を受けてください。

令和8年9月17日
千代田区長 樋口 高顕

1 件名	神田警察通り自転車通行環境整備工事（千代田通り以東）（第18号）
2 対象業種	01 道路舗装工事
3 施工場所	千代田区神田錦町三丁目18番先～千代田区内神田三丁目20番先
4 概要	施行延長 L=910m 夜間施行 [舗装工] ・車道舗装工 低騒音舗装（切削オーバーレイ） 一式 ・車道舗装工 遮熱性舗装 一式 ・車道舗装工 再生密粒舗装（切削オーバーレイ） 一式 ・歩道舗装工 保水性インターロッキングブロック 一式 [街築工] ・街きょ工（155SF型） 一式 ・街きょ用集水樹工 一式 ・境石工（一般部・車乗入部） 一式 ・植樹帯縁石工 一式 [道路照明工] ・道路照明工（LED） 一式 [交通安全施設工] ・横断抑止柵設置工（P1-Pk 茶色） 一式 [植栽工] ・高木植栽工（ヨウコウザクラ） 一式 ・低木植栽工（オタフクナンテン） 一式 [区画線工] ・区画線工 一式
5 工期	契約締結日の翌日から 令和12年3月22日（金）まで
6 契約の種類	総価契約
7 最低制限価格	設定します。（この入札では最低制限価格を設けるため、最低制限価格未満の金額で入札した者は、その時点で失格となります。） ※労務費ダンピング調査（試行） 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事です。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後に理由の確認を行います。 ① 理由の確認方法：（書面・電話によるヒアリング・対面によるヒアリング） ② その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡いたします。 書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札を無効とする場合があります。 また、合理的な理由が確認できない場合には要請書を発行する場合があります。

8 入札参加資格要件	<u>本件は、建設共同企業体（3者構成または2者構成）または単体事業者のどちらか一方で参加することを認めることとする。</u> （1） 建設共同企業体（3者構成とする） （ア） 第一順位の構成員となる者の資格 ① 本区との契約の相手方となる本店又は支店等が東京23区内にあり、かつ同本店又は支店等は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて千代田区の入札参加資格を有していること。また、同サービスにおいて「01 道路舗装工事」の業種登録があり、共同格付がA格であること。 ② 令和3年4月1日から令和8年3月31日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第1順位）で完成させた道路舗装工事の実績が契約金額2億円以上のものを1件以上有すること。 ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ④ 会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること。 ⑤ 経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと。 ⑥ 建設業法で規定する技術者を適正に配置できること。 ⑦ 千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。また、指名停止事由に該当する恐れのないこと。 ⑧ 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと。 ⑨ 下請金額が建設業法第二十四条の八第一項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること。 ⑩ 出資割合は、50%を下回らないものとする。 （イ） 第二順位の構成員となる者の資格 ① 本区との契約の相手方となる本店又は支店等が東京23区内にあり、かつ同本店又は支店等は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて千代田区の入札参加資格を有していること。また、同サービスにおいて「01 道路舗装工事」の業種登録があり、共同格付がA・B・C格のいずれかであること。 ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ③ 会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること。 ④ 経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと。 ⑤ 建設業法で規定する技術者を適正に配置できること。 ⑥ 千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。また、指名停止事由に該当する恐れのないこと。 ⑦ 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと。 （ウ） 第三順位の構成員となる者の資格 ① 本区との契約の相手方となる本店又は支店等が東京23区内にあり、かつ同本店又は支店等は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、千代田区の入札参加資格を有していること。また、同サービスにおいて「01 道路舗装工事」に登録があり、共同格付が、B・C・D格のいずれかであること。 ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ③ 会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること。 ④ 経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと。 ⑤ 建設業法で規定する技術者を適正に配置できること。 ⑥ 千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。また、指名停止事由に該当する恐れのないこと。 ⑦ 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと。 ⑧ 出資割合は、15%を下回らないものとする。 （2） 建設共同企業体（2者構成とする） （ア） 第一順位の構成員となる者の資格 ① 本区との契約の相手方となる本店又は支店等が東京23区内にあり、かつ同本店又は支店等は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、千代田区の入札参加資格を有していること。また、同サービスにおいて「01 道路舗装工事」に登録があり、共同格付が、A格であること。
-------------------	--

8 入札参加資格要件	② 令和3年4月1日から令和8年3月31日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第1順位）で完成させた道路舗装工事の実績が契約金額2億円以上のものを1件以上有すること。 ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ④ 会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること。 ⑤ 経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと。 ⑥ 建設業法で規定する技術者を適正に配置できること。 ⑦ 千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。また、指名停止事由に該当する恐れのないこと。 ⑧ 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと。 ⑨ 下請金額が建設業法第二十四条の八第一項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること。 ⑩ 出資割合は、50%を下回らないものとする。 (イ) 第二順位の構成員となる者の資格 ① 本区との契約の相手方となる本店又は支店等が東京23区内にあり、かつ同本店又は支店等は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、千代田区の入札参加資格を有していること。また、同サービスにおいて「01 道路舗装工事」に登録があり、共同格付が、A・B・C格のいずれかであること。 ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ③ 会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること。 ④ 経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと。 ⑤ 建設業法で規定する技術者を適正に配置できること。 ⑥ 千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。また、指名停止事由に該当する恐れのないこと。 ⑦ 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと。 ⑧ 出資割合は、30%を下回らないものとする。
	(3) 単体事業者 ① 本区との契約の相手方となる本店又は支店等が東京23区内にあり、かつ同本店又は支店等は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて千代田区の入札参加資格を有していること。また、同サービスにおいて「01 道路舗装工事」の業種登録があり、共同格付がA格であること。 ② 令和3年4月1日から令和8年3月31日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第1順位）で完成させた道路舗装工事の実績が契約金額2億円以上のものを1件以上有すること。 ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ④ 会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること。 ⑤ 経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと。 ⑥ 建設業法で規定する技術者を適正に配置できること。 ⑦ 千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。また、指名停止事由に該当する恐れのないこと。 ⑧ 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと。 ⑨ 下請金額が建設業法第二十四条の八第一項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること。 (注1) 建設共同企業体の構成員相互間で、資本・人事面等について関連があると認められる者による建設共同企業体の結成はできない。 (注2) 本案件において、同時に2以上の建設共同企業体の構成員となることはできない。 (注3) 入札までに、上記要件を満たさなくなったときには入札に参加できません。また、入札から契約確定までに、上記要件を満たさなくなったときには入札を無効とします。

9 受注制限	本案件を受注した場合、以後に実施される入札で受注制限が設定される場合があります。予めご了承ください。
10 競争入札参加資格確認申請	この入札に参加を希望する者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札画面から資格確認申請を行ってください。(https://www.e-tokyo.lg.jp/) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札画面に関する操作方法等の不明点については、コールセンター ☎ 0 5 7 0 - 0 5 - 1 0 9 0 へお問合せください。 ※東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける本案件の「単体 J V 区分」は単体の設定ですが、2 者又は 3 者 J V での申請も可能です。2 者又は 3 者 J V による申請の場合は、システム上 J V 協定の登録が出来ませんので、共同企業体代表者が単体事業者として申請してください。これに伴い、電子調達サービスを利用する「入札参加資格通知」「落札決定通知」等における宛先等は、代表事業者名（単体事業者名）を当該建設共同企業体と読み替えるものとします。 申請期間： 令和8年9月17日(木) 10:00 から 令和8年10月1日(木) 17:00 まで ・添付書類 ①工事契約書の写し等 (8(1)(ア)②、8(2)(ア)②又は8(3)②の実績を確認できるもの。 J V での実績の場合、第一順位であることが確認できること。) ※以下は 2 者又は 3 者 J V で申請の場合のみ添付 ②建設工事共同請負入札参加資格審査申込書（電子調達サービス上で支店登録をしている場合でも、本店の押印が必要です） ③入札参加資格を有しないものに該当しないことの誓約書の写し ④各構成員の発行受付票の写し（代表者印のあるもの） ※資格確認申請書の「希望理由」に単体申請、2 者又は 3 者 J V 申請のどちらかを必ず明記してください。 ※協定書の写し、J V 委任状①（原本）、J V 委任状②（原本）、J V 使用印鑑届は、落札後にご提出ください。（※ J V で参加申請があった場合のみ） ・設計図書等は、下記の期間・場所で縦覧することができます。 期 間： 令和8年9月17日(木) から 令和8年10月1日(木)（9時から17時まで） ※土曜日、日曜日及び祝日を除く 場 所：千代田区九段南一丁目2番1号（千代田区役所6階） 政策経営部 契約課窓口 03-5211-4156（直通）
11 入札参加資格の確認通知及び設計図書の配布	確認通知書及び設計図書等の配付は、令和8年10月13日(火) に、電子調達サービス上で行います。設計図書を受領しない場合には入札に参加できませんのでご注意ください。（競争入札に参加する資格がないとされた者についても、電子調達サービス上で通知します。）
12 設計図書等に対する質疑応答	質疑は仕様内容に関するもののみとし、東京電子自治体共同運営サービスにより受け付けます。（資格確認通知時に配付する質問回答書（エクセル）をご利用ください。（別様式でご質問される場合にはエクセル又はワードをご使用ください。）電話・FAX・来庁による直接の質疑はお受けできません。 質疑受付： 令和8年10月19日(月) 12:00 まで ※質問受付期限は厳守してください。 質疑回答： 令和8年10月23日(金) 17:00 最終回答 ※回答は全有資格業者がご覧いただけます。
13 入札期間	令和8年10月23日(金) 17:00 から 令和8年11月4日(水) 10:00 まで ※必ず質疑回答をご確認のうえ、入札してください。
14 開札日時	令和8年11月4日(水) 10:00 から電子入札により実施
15 工事費内訳書	電子調達サービス上の入札書提出画面において、入札金額の内訳を必ず入力してください。（指名通知時に添付する資料をご確認の上、入力してください。ファイルの添付は不要です。）再入札となった場合、2 回目以降の内訳の入力は不要です。また、落札者には後日、詳細がわかる工事費内訳書を提出していただきます。

16 入札保証金	免除します。
17 落札者	・入札にあたっては消費税等を除いた総価額を入力してください。 ・再入札となった場合は、最初の開札時間から以降30分ごと、最大2回まで実施します。 ・予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を契約の相手方として内定いたします。 なお本案件は、入札後、内定者と仮契約を締結し、令和8年第4回千代田区議会定例会で可決後、本契約を締結します。仮契約者が千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止となった場合には、区は当該仮契約を解除するとともに、仮契約者は違約金として落札金額の10%に相当する金額を区に支払わなければならないものとします。また、区は被った損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過額についても損害賠償請求を行うことができるものとします。 ※ただし、落札者となった場合でも23に挙げる行為が確認されたときは、その落札を無効とします。
18 契約金額	契約金額は、その入札書に記載された金額にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）とします。
19 契約保証金	この入札で落札者とされた者は、契約確定後、契約金額の100分の10以上の契約保証金を速やかに納付してください。ただし、落札者とされた者が金融機関、保険会社、又は前払金保証事業会社との間に千代田区を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、速やかにその履行保証保険契約に関わる保証証券又は工事履行保証契約（履行ボンド）に関わる保証証券を千代田区に提出した場合には契約保証金の納付は免除します。
20 契約書の作成及び契約の確定	この契約は、千代田区及び落札者の両者が契約書に記名押印したときに確定とします。 本案件は、電子契約対象案件です。電子契約にて契約締結を希望される場合、落札後に電子契約利用申出書をご提出ください。紙契約を希望される場合は提出不要です。
21 前払金	前払金は、千代田区契約事務規則（昭和39年千代田区規則第2号）第51条及び千代田区公共工事等の前払金及び部分払に関する取扱要綱の規定に基づき支払うことができます。
22 中間前払金	中間前払金は、千代田区契約事務規則（昭和39年千代田区規則第2号）第51条の2及び千代田区公共工事の中間前払金に関する取扱要綱の規定に基づき支払うことができます。
23 その他	・次の事項のいずれかに該当する入札は無効とします。 (1) 入札について不正の行為があったとき (2) 虚偽の申請を行った者がした入札 (3) この入札に参加する資格があると判断され確認通知を受けた者であるが、入札時点において8に掲げる資格の無い者がした入札 ・確認通知受領後、8に関わる変更や指名停止事由に該当する恐れが発生した場合は、速やかに区に連絡をしてください。
24 工事成績評定	本案件は工事成績評定の対象となります。詳細については、区HP（下記URL参照）にてご確認願います。 https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/seisekihvotei.html
25 公契約条例適用	本件は、千代田区公契約条例第2条第2号及び千代田区公契約条例施行規則第3条第1号に該当するため、下記内容を確認してください。 ・千代田区公契約条例の概要（別紙） ・千代田区公契約条例の手引 http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/kokeyaku.html
26 週休2日制工事	本案件は「週休2日促進工事」の対象です。詳細については、区HP（下記URL参照）にてご確認願います。 https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/gaivo/shukyufutsukaseikou.html
27 問合せ先	千代田区 政策経営部 契約課 ☎03-5211-4156（直通）